

新助成金の名称候補について

【案 1】 建設雇用安定助成金

- 法の目的を規定した建設雇用改善法第 1 条、国として助成事業を実施できることを規定した第 9 条本文及び第 1 号で、「雇用の安定」が明記。法の目的も事業内容も第一義的に「雇用の安定」が掲げられている。
- 若年労働者の確保・育成、技能継承がもたらす最終目的は、「技能労働者の雇用の安定」。
- 現行の「雇用管理改善」と新助成金の「雇用安定」の「改善」と「安定」のみをとらえると、建設労働者の雇用環境の改善が進んだから、安定させるための助成金に移行したと誤解を招くおそれ。

【案 2】 建設労働者確保育成助成金

- 法の目的を規定した建設雇用改善法第 1 条、国として助成事業を実施できることを規定した第 9 条本文及び第 2 号で、「確保育成」と同義が明記。
- 若年労働者の確保・育成に主眼をおいた助成金につながる印象の名称。
- 「確保」自体（建設労働者の雇用）に対して奨励的助成するものではなく、「確保」につながる取組へ助成するため、名称から誤解を招くおそれ。

【案 3】 建設雇用環境向上促進助成金

- 雇用管理責任者の責務として、建設雇用改善法第 5 条で、「職業生活上の環境の整備」とされている。
- ダンピングなどで低賃金での長時間労働など処遇低下が続く技能労働者の待遇改善をすることにより、若年者に魅力ある職場を目指す観点としての名称。
- 建設雇用改善法でストレートに盛り込まれた言葉ではない。
- 現行名称の「雇用管理改善」と「雇用環境向上」が類似している印象。

＜参考＞建設労働者の雇用の改善等に関する法律（建設雇用改善法）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための措置並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るための措置を講ずることにより、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

（雇用管理責任者）

第五条 事業主は、建設事業（建設労働者を雇用して行うものに限る。第八条において同じ。）を行う事業所ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業所において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

- 一 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関すること。
- 二 建設労働者の技能の向上に関すること。
- 三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

（建設労働者の雇用の安定等に関する事業）

第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（次号において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。
- 二 事業主等に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。
- 三 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送出就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成を行うこと。